

鳴門市若者条例制定審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市附属機関設置条例(平成25年鳴門市条例第2号)第11条の規定に基づき、鳴門市若者条例制定審議会(以下「審議会」という。)の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第5条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民協働推進課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。